

上越市告示第 113 号

上越市下水道排水設備指定工事店としての指定の有効期間の満了を控えている工事店より、上越市下水道排水設備指定工事店規則（昭和 63 年上越市規則第 33 号）第 9 条で規定する更新の申請がなかったことから、同規則第 14 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 7 年 3 月 17 日

上越市長 中 川 幹 太

記

1 上越市下水道排水設備指定工事店としての指定の有効期間が満了する工事店

指定（登録） 番号	指定工事店名（商号）	営業所所在地	代表者名
第 326 号	新潟フジクリーン株式会社	上越市大字福田 221 番地 1	柴田 和義

2 指定の有効期間が満了する日

令和 7 年 3 月 31 日